

埼玉県報



埼玉県発行

目次

条例

○埼玉県情報公開条例及び埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例(県政情報センター) 一

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告(西部創造) 二

○税務総合オンラインシステム運用管理業務に関する落札者等の公示(税務課) 二

○飯能都市計画生産緑地地区の変更(みどり自然課) 二

○加須都市計画生産緑地地区の変更() 二

○大規模小売店舗の廃止に関する公示(商業支援課) 二

○飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) 三

○新座都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧() 三

○新座都市計画防火地域及び準防火地域の写しの縦覧() 三

火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) 三

○新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧() 三

○草加都市計画防火地域及び準防火地域の写しの縦覧() 三

○草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧() 三

○蓮田都市計画防火地域及び準防火地域の写しの縦覧() 三

○蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧() 三

○開発行為に関する工事の完了公告(東松山県土) 三

○() 三

○(行田県土) 四

○県道加須北川辺線の区域の変更() 四

○県道砂原北大桑線の区域の変更(行田県土) 四

○県道砂原北大桑線の供用の開始() 五

○県道加須北川辺線の区域の変更() 五

○県道加須北川辺線の供用の開始() 六

○県道羽生栗橋線の区域の変更() 六

○県道加須北川辺線の供用の開始() 六

○県道平方東京線の区域の変更(越谷県土) 七

○開発行為に関する工事の完了公告(杉戸県土) 七

○埼玉県立循環器・呼吸器病センター清掃業務契約に関する落札者等の公示(経営管理課) 七

○埼玉県立がんセンター清掃業務契約に関する落札者等の公示() 八

○埼玉県立小児医療センター清掃業務契約に関する落札者等の公示() 八

○埼玉県立精神医療センター清掃業務契約に関する落札者等の公示() 八

○平成十九年九月二日現在における選挙人名簿登録者数の五十分の一、三分の一の数等(選管委) 八

条例

埼玉県情報公開条例及び埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十二号

埼玉県情報公開条例及び埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例次に掲げる条例の規定中「及び日本郵政公社」を削る。

- 一 埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)第十条第一号ハ
- 二 埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)第十七条第三号ハ

附則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千三百七十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 平成十九年九月十四日
埼玉県知事 上田清司
- 申請のあった年月日
平成十九年九月六日
 - 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人くみちゃんち
 - 代表者の氏名
下川 久子
 - 主たる事務所の所在地
埼玉県入間市南峯三百三十七番地三
 - 定款に記載された目的

この法人は、主に心身に障害を有する方(児童を含む)を対象として、心身の障害等により日常生活を営むことに支障がある方に対する支援、介助、健康管理を行う業務を提供し、又、地域の方々との交流を推進し、相互理解に努め、憩いの場となる事を目的とする。

埼玉県告示第千三百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成十九年九月十四日
埼玉県知事 上田清司
- 購入等件名及び数量
税務総合オンラインシステム運用管理業務 一式
 - 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区磯砂3丁目15番1号
 - 落札者を決定した日
平成19年7月6日
 - 落札者の氏名及び住所
株式会社 KSK 東京都稲城市百村1625番地2

- 落札金額
204,094,800円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 入札の公告を行った日
平成19年5月25日

埼玉県告示第千三百七十七号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然

課において縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百七十八号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成十九年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニハードウェア川越店
川越市大字藤間字開発二百十の二外
- 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
特殊鋼管株式会社 代表取締役社長 太田一成
川越市大字藤間字開発二百十の二外
- 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日
平成十九年七月十七日

埼玉県告示第千三百八十号

飯能市から飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百八十一号

新座市から新座都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百八十二号

新座市から新座都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百八十三号

新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百八十四号

三郷市から草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百八十五号

三郷市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百八十六号

菖蒲町から蓮田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百八十七号

菖蒲町から蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年八月二十三日

第一八〇〇二五一号

二 検査済証番号

平成十九年九月七日

第一九〇〇八二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字十三塚三六

一四一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上尾市浅間台二丁目一六番地三

芳賀 猛夫、芳賀 紀代子

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

- 一 許可番号
平成十九年八月二日
第一九〇〇五二〇号
- 二 検査済証番号
平成十九年九月七日
第一九〇〇八〇号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡嵐山町大字志賀字深沢七三九
一六
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡嵐山町大字志賀七三九一六
小林 民雄
- 埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十七号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次
- 一 許可番号
平成十九年九月四日
指令行整第一八〇〇八〇一号
- 二 検査済証番号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡騎西町大字内田ヶ谷字皮屋
西七六一二
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
一
金久保 道夫

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年九月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧 A	加須市大字町屋新田字大下二七五番二地先から同市大字下樋 遣川字南瀬田和五五二番一地先まで		八・七〇 三〇・五〇	二四一・〇〇	道路改築事業による
新 A	加須市大字町屋新田字大下二八〇番一地先から同市大字下樋 遣川字南瀬田和五五三番一地先まで		九・四〇 三三六・四〇	一一五・〇〇	
新 B					

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年九月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 砂原北大桑線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	北埼玉郡大利根町大字北平野字恵戸八八七番一地先から同郡同町大字生出字堤下五二二番六地先まで		一一・八〇	二五三・五〇	道路改築事業による
旧			一四・一五		
新	同郡同町大字生出字堤下五二二番六地先まで		一七・二〇		
旧					

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成十九年九月十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供	用	開	始	の	期	日	備	考
砂原	北	大	桑	線	北埼玉郡大利根町大字北平野字恵戸八八七番一地先から同郡同町大字生出字堤下五二二番六地先まで	平成十九年九月十四日	延長 二五三・五〇メートル (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)											

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成十九年九月十四日

その関係図面は、平成十九年九月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須北川辺線
- 三 道路の区域

埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	加須市大字上三俣字中野島六六四番地先から同市大字上三俣字中野島八八五番一地先まで		一〇・二〇	二三四・〇〇	道路改築事業による
旧			一三・〇〇		
新	同郡同町大字生出字堤下五二二番六地先まで		一六・五〇		
旧					

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年九月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

路 線 名	加 須 北 川 辺 線	供 用 開 始 の 区 間	加 須 市 大 字 上 三 俣 字 中 野 島 八 八 五 番 一 地 先 まで	供 用 開 始 の 期 日	平 成 十 九 年 九 月 十 四 日	備 考	延 長 二 二 四 ・ 〇 〇 メ ー ト ル
-------	-------------	---------------	--	---------------	---------------------	-----	----------------------------

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年九月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生栗橋線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	延 長 (メ ー ト ル)	備 考
新 A	北埼玉郡大利根町大字北下新井字野中二〇六番一地从先から同郡同町大字北下新井字野中一九六番一地从先まで	五・五〇〇～六・五〇〇	一一〇・〇〇	道路改築事業による
新 B		八・五〇〇～九・五〇〇	一一二・一〇	

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年九月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 並木孝之

路線名	加須北川辺線	供用開始の区間	加須市大字町屋新田字大下二七五番二地先から同市大字下樋遣川字南瀬田和五五二番一地先まで	供用開始の期日	平成十九年九月十四日午後二時	備考	延長 一一五・〇〇メートル
-----	--------	---------	---	---------	----------------	----	------------------

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年九月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 平方東京線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧	越谷市大字平方字川久保一一二五番一地先から同市平方字川久保一一三九番六地先まで	四・六三〇七・八〇	一二七・二三	地方特定道路(改築)整備工事
新		六・〇〇〇九・五八		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

榎本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年二月十三日

指令杉整第一八〇一九一〇号

二 検査済証番号

平成十九年九月五日

杉整第七八九一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町清地三丁目八五七―

一、―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町清地三丁目一―一二

鈴木 隆之

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年九月十四日

埼玉県病院事業管理者

伊 能 睿

購入等件名及び数量

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

埼玉県病院事業告示第二十号

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

清掃業務一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管理部管財担当 埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成19年8月9日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
東京ワックス株式会社 埼玉県深谷市上野台2920番地
- 5 契約金額
50,610,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
指名競争入札
- 7 指名競争入札に係る公示を行った日
平成19年6月15日

埼玉県病院事業告示第二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年九月十四日

埼玉県病院事業管理者

伊能 睿

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立がんセンター清掃業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立がんセンター事務局管理部管財担当 埼玉県北足立郡伊奈町大字

小室818番地

- 3 契約の相手方を決定した日
平成19年8月9日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ビルメン 埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番1号
- 5 契約金額
86,205,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
指名競争入札
- 7 指名競争入札に係る公示を行った日
平成19年6月15日

埼玉県病院事業告示第二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年九月十四日

埼玉県病院事業管理者

伊能 睿

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立小児医療センター清掃業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター事務局管理部管財担当 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成19年8月9日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ビルメン 埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番1号

- 5 契約金額
42,525,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
指名競争入札
- 7 指名競争入札に係る公示を行った日
平成19年6月15日

埼玉県病院事業告示第二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年九月十四日

埼玉県病院事業管理者

伊能 睿

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立精神医療センター清掃業務一式

一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立精神医療センター事務局管理部管財担当 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2
- 3 契約の相手方を決定した日
平成19年8月9日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ビルメン 埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番1号
- 5 契約金額
39,375,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
指名競争入札
- 7 指名競争入札に係る公示を行った日
平成19年6月15日

埼玉県選挙管告示第百十三号

平成十九年九月二日現在の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年九月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

- 1 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇二三、九〇二人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区

三分の一の数

南第一区	六三、六四八人	西第十区	一三、八二二人
南第二区	一三二、一九九人	西第十一区	二六、八五二人
南第三区	二二、五一五人	西第十二区	一八、六八九人
南第四区	三五、六八七人	西第十三区	一二、一八四人
南第五区	二九、二〇八人	西第十四区	二四、〇三〇人
南第六区	四一、〇六五人	西第十五区	二七、四三八人
南第七区	二四、七三〇人	北第一区	一九、〇八九人
南第八区	二四、三三三人	北第二区	一二、九九〇人
南第九区	三八、四九五八	北第三区	一五、三〇七人
南第十区	四四、九一八八	北第四区	二一、五三四人
南第十一区	二八、二一四八	北第五区	四九、二〇六八
南第十二区	三〇、一九七人	北第六区	五五、三四七人
南第十三区	六〇、二三一人	東第一区	二三、九七三人
南第十四区	三〇、七〇二人	東第二区	一五、二七五人
南第十五区	一九、一八五人	東第三区	一八、一七〇人
南第十六区	三〇、〇二四人	東第四区	一五、二四〇人
南第十七区	一八、五一六八	東第五区	一九、六二〇人
南第十八区	四一、五八八八	東第六区	一七、六四八八
南第十九区	一九、一八九八	東第七区	二八、五六一人
南第二十区	三〇、三九四八	東第八区	五五、一五二人
南第二十一区	一六、二七九八	東第九区	八五、二五二人
南第二十二区	三三、四〇五人	東第十区	二〇、七七四人
南第二十三区	二〇、〇三一人	東第十一区	三四、八四六八
西第一区	九二、〇六四八	東第十二区	一六、七九六八

東第十三区
東第十四区
東第十五区

一四、九六九人
三一、三一八人
一六、五二九人

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)